

1. 事業の必要性・概要

気候変動枠組条約及び京都議定書の締約国として、条約及び議定書上の義務履行に関する国際的な体制・基盤整備の推進のための条約事務局の作業を着実に実施するために資金拠出を行う。2014（平成26）年度はカンクン合意に基づく国際的なMRV（測定・報告・検証）の実施のための事務局作業の増大に対応とともに、温室効果ガスの排出・吸収量の報告やその審査体制の構築・拡充、国際排出量取引等のためのデータ管理システムの構築・管理等を実施するための資金拠出を行う。

2. 事業計画（業務内容）

（1）カンクン合意等実施のための資金拠出

① MRV、適応等支援のための資金拠出

2010（平成22）年のCOP16で採択されたカンクン合意に基づき、各国から排出量や緩和行動の取組状況等を記載した報告書が2014（平成26）年に提出され、この報告書に関して国際的なMRVを実施するための作業が2014年に新たに開始される。カンクン合意に基づくMRV可能な緩和行動の実施は、すべての国が参加する枠組みの構築を目指す我が國の方針にも合致する重要なものであることから、これらの制度に関する費用について資金を拠出する。

また、適応対策の着実な実施及び適応に関する議論においても我が国のリーダーシップを発揮するため、COP16で設立が合意された「カンクン適応枠組み」の実施に関する費用についても資金を拠出する。

②排出・吸収量及び国別報告書審査のための審査員トレーニングプログラムへの資金拠出

気候変動枠組条約及び京都議定書に基づき各国が提出した排出・吸収量インベントリ及び国別報告書を審査する審査員養成のためのトレーニングプログラムに対し資金を拠出する。

（2）国際データ管理システム構築・運用への資金拠出

各国の割当量の発行・管理や国際排出量取引等に必要な国際データ管理システム（国際取引ログ）の構築と運用に必要な資金を拠出する。

3. 施策の効果

気候変動問題に対する国際的な取組の推進に貢献する。

気候変動枠組条約・京都議定書拠出金

平成26年度予算(案)額
171百万円(97百万円)

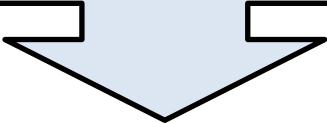
支出予定先: 気候変動枠組条約事務局(UNFCCC)

- ◆ 気候変動枠組条約及び京都議定書の締約国として、国際的な体制・基盤整備の推進に貢献する責務を果たすために資金拠出を行う。

✓ カンケン合意等実施の支援

2010年に採択されたカンケン合意の実施を推進。カンケン合意の下で先進国・途上国ともに排出削減に取り組んでいく必要。

- 各国から提出される排出量や取組状況等の報告書に関する国際的なMRV(測定・報告・実証)が2014年から本格的実施
 - カンケン適応枠組みの実施
 - 各国が提出する排出量や取組状況等の報告書を審査する審査員養成トレーニング
 - 世界の温室効果ガス排出削減に係る長期目標のレビューの実施
-
- ✓ 国際データ管理システム構築・運用支援
 - 排出枠データを国際的に管理するシステム(国際取引ログ(ITL))の構築及び運用



気候変動問題に対する国際的な取組の推進